

板橋区居住支援協議会会則

(目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、板橋区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

平成30年度の事業の概要

(1) 総会、実務者会議の開催

居住支援協議会の活動内容を審議・決定するため総会を開催した。また、施策検討や情報交換の場として実務者会議を開催した。

<実施時期>

- ① 第1回総会 : 平成30年6月29日 10時00分～12時00分
- ② 第2回総会 : 平成31年3月19日 13時30分～15時00分
- ③ 第1回実務者会議 : 平成30年9月11日 10時00分～12時00分
- ④ 第2回実務者会議 : 平成31年3月19日 15時15分～16時30分

<内容>

- ① 「平成29年度 事業報告及び会計報告」「平成30年度事業計画及び予算について」「板橋区子ども家庭部の入会について」「組織体制と相談窓口のあり方についての検討(案)について」「居住支援法人事業説明と意見交換」
- ② 「平成30年度 事業報告(案)」「相談窓口実績報告」「会則17条関係について」「平成31年度 事業計画(案)及び予算(案)について」
- ③ 「相談窓口のあり方についての検討(案)について」「各団体の支援状況・課題・居住支援法人との連携のあり方について」「当面の取組について」「来年度の事業内容の検討について」「新たな住宅セーフティネット制度について」
- ④ 「平成30年度 事業報告(案)」「相談窓口実績報告」「平成31年度 事業計画(案)及び予算(案)について」

(2) 住宅相談窓口の設置

平成29年度に引き続き、民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等世帯に対し、住宅の斡旋や入居までの支援を行う相談窓口を開設した。相談員は協議会のメンバーである、東京都宅地建物取引業協会板橋区支部及び全日本不動産協会東京都本部城北支部から1名と、区職員1名の2名とし、住宅情報の提供とともに、成約後の見守り

について、長寿社会推進課やおとしより保健福祉センター等の支援制度につなげるよう情報提供を行った。

<住宅相談窓口概要>

開設日：平成27年10月1日

設置場所：板橋区役所住宅政策課窓口

相談日：毎週木曜日 13時30分～16時30分

対象者：高齢者・障がい者・ひとり親世帯

○住宅相談等による相談・入居実績（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

・相談：40件（高齢者世帯：31件、障がい者世帯：6件、ひとり親世帯：3件）

・結果

入居：6件（高齢者世帯：6件）

※入居のうち紹介物件での成約：5件（高齢世帯：5件）

不成約：10件（紹介したが家主側の理由で不成約：1件、紹介したが本人の希望に合わず：9件）

他機関を案内・情報提供等：24件

<寄り添い型支援の実施>

・事業概要・・・相談窓口で紹介された物件で成約できなかった方、緊急連絡先がない等で人的支援が必要と思われる方に対し、居住支援協議会でサポートを行う。

・支援内容・・・本人の希望により以下の支援を行う。

① 物件紹介、不動産店への付き添い、内見同行

② 緊急連絡先（法人）の紹介

・支援団体・・・賃貸保証機構

・30年度実績・・・賃貸保証機構による同行支援...1件

（内見したが本人の希望に合わず、その後自分で探した物件に成約）

<相談窓口運営会議>

相談窓口の経過報告のほか、相談者向け案内チラシ及び職員用相談対応ガイドブックの作成を、会長及び全日・宅建の相談員等で行った。家主向けには、見守り等支援事業周知のためのチラシの作成し、不動産団体を通じて協力不動産店へ配布を行った。

第1回：平成30年7月27日 10時00分～12時00分

第2回：平成30年12月14日 10時00分～12時00分

第3回：平成31年2月8日 15時00分～16時30分